

## 福山市若者相談等A I チャットシステム事業業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

本市では、ネウボラセンターを開設し、妊娠・出産・子育てに加え若者等の悩みや不安について相談することができる施設を設置している。

若者相談支援にあたっては、窓口及び電話で対応しているが、若者層からの相談が少ない、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届かない人の把握が難しいなどといった課題がある。

そのため、支援ニーズを抱えているが相談ができていない人が支援につながるができるように、気軽に相談できる仕組みとして、傾聴・共感の機能を備える生成A I を活用したチャットシステムで支援していくことを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

福山市若者相談等A I チャットシステム事業業務

#### (2) 業務内容

別紙「福山市若者相談等A I チャットシステム事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

#### (3) 業務履行期間

契約締結の日から2030年(令和12年)3月31日(日)まで

### 3 委託料

上限は39,072千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

## 6 参加申込みの手続等

### (1) 担当課

福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課

電話 084-928-1053（直通）

電子メールアドレス neuvola-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

住所	開館時間	休館日
〒720-8636 広島県福山市元町1番1号 (天満屋福山店7階)	午前10時から 午後5時15分まで	なし ※土、日曜日に来所する 場合は事前に連絡すること。

### (2) プロポーザル実施スケジュール

内容	期日
① 公告	2026年（令和8年）4月15日（水）
② 実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）4月15日（水）から 4月30日（木）午後5時15分まで
③ 質問書受付期間	2026年（令和8年）4月15日（水）から 4月24日（金）午後5時15分まで
④ 質問書に対する回答期限	2026年（令和8年）4月28日（火）
⑤ プロポーザル参加申込書の 提出期間	2026年（令和8年）4月15日（水）から 5月1日（金）午後5時15分まで
⑥ 参加資格審査結果通知	2026年（令和8年）5月8日（金）
⑦ 企画提案書及び提案見積書の 提出期間	2026年（令和8年）5月8日（金）から 5月18日（月）午後5時15分まで
⑧ プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）5月22日（金）
⑨ 選定結果の通知	2026年（令和8年）5月25日（月）（予定）

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2026年（令和8年）4月15日（水）から4月30日（木）午後5時15分まで

## イ 配付場所

(1) と同じ

※上記の配付期間中は、福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/neuvola/>)

から実施要領等をダウンロードできます。

## 7 質問の提出及び回答

### (1) 受付期間

2026年(令和8年)4月15日(水)から4月24日(金)午後5時15分まで

### (2) 質問の提出方法

電子メールにより、実施要領等に関する質問書(様式1)を送信して行うもののみとする。  
メール送信後、電話によりネウボラ推進課に受信確認すること。

### (3) メール の 件名

「福山市若者相談等AIチャットシステム事業業務委託プロポーザル質問」

### (4) メールアドレス

6(1)に同じ

### (5) 質問に対する回答

競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページ上で公開する。

## 8 参加申込書の作成等

### (1) 提出期間

2026年(令和8年)4月15日(水)から4月30日(木)午後5時15分まで

### (2) 提出場所

6(1)に同じ

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、4月30日(木)午後5時15分必着

### (4) 提出書類及び部数

次のアからシの書類を作成し、各1部を提出してください。

(オ及びキ〜ケについては、提出日から3か月前の日以降に発行されたもの)

ア 福山市若者相談等AIチャットシステム事業業務に係る公募型プロポーザル受付票  
(様式2)

イ 参加申込書(様式3)

ウ 事業者の概要書(様式4)

エ 実績報告書(様式4-1)

オ 商業登記謄本(写しでも可)

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表

- キ 市税の完納証明書（原本）（本市に納税義務のない場合は様式5を提出すること）
- ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書）
- ケ 印鑑証明書（原本）
- コ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること）
- サ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること）
- シ 誓約書（様式8）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

#### （5）提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定した応募事業者が1者以上である場合、本提案公募は成立するものとする。

#### （6）参加申込書類の提出に関する留意事項

- ア 提出期間内に参加申込書類の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できません。
- イ 提出後における参加申込書類の差替えは認めません。
- ウ 提出された参加申込書類は、一切返還しません。
- エ 参加申込書類は、選定作業において複製する場合があります。応募事業者は複製について同意したものとみなします。

### 9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案提出者の選定）

8で提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募事業者のプロポーザルへの参加資格要件について、ネウボラ推進課において審査し、参加資格の可否を応募事業者全てに通知します。

### 10 プロポーザルの実施

プロポーザルは、福山市若者相談等AIチャットシステム事業業務者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。参加を認められた参加申込事業者（以下「事業者」という。）は、次の書類を作成し提出してください。

#### （1）企画提案書（正本1部、副本8部）

次の項目について、仕様書に沿って作成してください。

様式は、A4判縦型、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

次の項目を含んだ企画提案書を作成することとし、その他優れた点があれば、適宜加えること。

※副本には、提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないこと。

- ア 若者相談等AIチャットシステムに係る企画提案
- イ 他市自治体への導入実績について
- ウ 相談体制について
- エ 利用者を増やす方法の検討・実施

- オ 個人情報の取り扱いについて
- カ 本市との連携方法について
- キ 緊急を要する相談内容や困難な相談の対応方法について
- ク 導入のスケジュールについて

※市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

(2) 提案見積書（正本1部・副本8部）

ア 宛名は、「福山市長」とすること。

※副本には、提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないこと。

イ 提案見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

ウ 業務内容等の積算内容が分かるように記載すること。

(3) 提出期間

2026年（令和8年）5月1日（金）から5月18日（月）午後5時15分まで

(4) 提出場所

6（1）

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間の午前10時から午後5時15分まで

※郵送の場合は、5月18日（月）午後5時15分必着

(6) 企画提案書の評価項目と配点

別表（審査項目、審査の視点及び配点）（以下「別表」という。）のとおり

1.1 プロポーザル審査の内容及び審査基準

(1) 審査内容

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーションによる審査

(2) 審査基準

プロポーザルの審査は、別表に基づき、選定委員会で審査します。

1.2 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日時

2026年（令和8年）5月22日（金）

開始時間、場所等の詳細については、後日通知します。

(2) 内容、方法等

ア プレゼンテーションへの事業者の出席人数は、企画提案書の内容を熟知している者で、届出のあった業務担当責任者を含む3人以内とします。

イ 事業者は、プレゼンテーションへの出席者を、プレゼンテーション出席者報告書（様式1.2）によりあらかじめ届け出ること。

※参加資格の確認結果通知が届き次第、速やかに電子メールで届け出てください。

- ウ プレゼンテーションは、原則会場で行うものとする。ただし、申し出があった場合に限りオンラインを可とする。
- エ プレゼンテーションは20分以内、選定委員からの質疑は10分以内を想定しています。
- オ プレゼンテーション参加者は、他の事業者の企画提案を傍聴することはできません。
- カ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定します。追加提案の説明や追加資料の配付は認めません。

### 1.3 審査結果の通知

審査結果については、各事業者へ送付します。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとします。

また、この審査は、各委員が別表をもとに採点し、合計点数を比較する形式であるため、点数以外の評価結果に関する問合せには回答できません。

### 1.4 契約の締結について

最優先候補者に選定された事業者と契約内容についての協議を行い、合意した場合、契約を締結します。

最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者（以下順次）と契約についての協議を行います。

また、仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10（2）で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

### 1.5 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託料を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

### 1.6 留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合

- は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
  - (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
  - (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
  - (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
  - (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
  - (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
  - (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
  - (11) 提出された企画提案書等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づく情報公開請求の対象となります。
  - (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
  - (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
  - (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
  - (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
  - (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
  - (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。